

沼津市週休 2 日制工事特記仕様書（受注者希望型）

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休 2 日に取り組むことを協議したうえで実施する工事（受注者希望型）である。

第 1 条 目的

本特記仕様書は、週休 2 日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第 2 条 用語の定義

本特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休 2 日

次の各号（以下「取組レベル」という。）をいう。

ア 完全週休 2 日（土日）

対象期間の全ての土曜日及び日曜日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、工事着手前の受発注者間協議により、土曜日又は日曜日に代わる現場閉所日を設定した場合は、対象期間の全ての週において、2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 月単位の週休 2 日

対象期間の全ての月において、現場閉所率が 28.5% 以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5% に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休 2 日

対象期間において、現場閉所率が 28.5% 以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ 港湾工事積算基準書により積算する工事の週休 2 日

前 3 号の規定にかかわらず、港湾工事積算基準書により積算する工事については、工事着手日以降の最初の土曜日又は月曜日を起算日とし、対象期間において、4 週間を 1 期間としたとき、1 期間内に土曜日、日曜日及び祝日の合計

日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、積算においては、静岡県週休 2 日推進工事積算要領に示す 4 週 8 休以上の補正係数を準用するものとする。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、準備期間、後片付け期間、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間を除く。

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数を、対象期間の日数で除して得た割合をいう。

第 3 条 実施方法

週休 2 日制工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、取組レベルを工事着手前の受発注者間協議により設定し、かつ、設定された取組レベルを満たす現場閉所計画・実績表を監督員に提出し、これに基づき施工する。なお、設定する取組レベルは、静岡県週休 2 日推進工事積算要領又は静岡県週休 2 日推進工事（建築工事）積算要領に定める工事区分に応じた補正の対象となるものとする。
- (2) 受注者は、現場閉所計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画・実績表を監督員に提出する。
- (3) 受注者は、工事完成図書提出時に、現場閉所計画・実績表（参考様式）を監督員へ提出する。
- (4) 監督員は、受注者から提出された現場閉所計画・実績表により、現場閉所の実施状況を確認する。なお、現場閉所率が受発注者間協議により設定された取組レベルを超えた場合は、当該設定された取組レベルを上限として判定し、第 4 条を適用する。

第 4 条 費用の計上

発注者は、受注者が達成した取組レベルに応じて、各経費に補正係数を乗じるものとし、その算定に当たっては、静岡県週休 2 日推進工事積算要領又は静岡県週休 2 日

推進工事（建築工事）積算要領を準用する。なお、当初積算時の費用は各経費の補正を行わずに算出するものとし、工事完成後に現場閉所の状況を確認した上で、受注者が達成した取組レベルに応じた補正係数により各経費を補正し、算出した費用で契約変更を行うものとする。ただし、週休２日に取り組むことについて、受発注者間協議が整わないときは、契約変更の対象としない。